

監督署の労災認定における判断基準と請求実務

～労災保険制度、請求手続きの留意点、複数事業労働者の労災保険
請求等について具体的事例を交えてわかりやすく解説～

主催（一社）三田労働基準協会（幹事）・（一社）新宿労働基準協会

渋谷労働基準協会・（一社）大田労働基準協会・（一社）品川労働基準協会

業務中（通勤途中）の災害で労災保険請求を行ったあと、労働基準監督署の担当官がどのような視点で調査を行い、どのような基準で業務災害（通勤災害）と判断するのかを知ることは重要です。

また、労災保険請求書手続きにおける留意点や複数事業労働者の給付基礎日額の算定方法、在宅勤務での業務災害と判断される基準など、請求時に間違いやすいポイント等を示しながら元労災監察官が具体的に解説いたします。

1 日 時 2023年2月1日（水）13：30～16：30（開場13：10～）

2 会 場 三田労働基準協会 1階 研修センター
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル（裏面案内図参照）

3 講 師 高橋 健 氏（特定社会保険労務士、元労災監察官）

4 内 容 労災保険制度とは 請求手続きにおける留意点 複数事業
労働者の労災保険 テレワーク、新型コロナウイルス感染症の労災保険など

5 受講料（資料代・税込）

協会会員 4,000円 それ以外の方 6,000円

6 定 員 24名

7 申込方法等

①受講申込：裏面「申込書」により、新宿労働基準協会あて Fax 03-3366-8865 して下さい。

②申込受付と受講料振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後1月25日（水）までに次の銀行口座にお振込み下さい（振込手数料はご負担願います）。

- | | | | |
|---------------------------------------|--------------|-------|--------------|
| ・銀行名 | 三菱UFJ銀行大久保支店 | ・口座番号 | 普通預金 3991676 |
| ・口座名義 | （社）新宿労働基準協会 | | |
| ・振込人名の前に、講習会の月日を記入して下さい（例 201 〇〇カイシャ） | | | |

③受講の取消：1月25日（水）までの取消しは受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。

④受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提示下さい。

⑤感染症の状況によっては、講習会を中止する場合があります。

8 問合先 （一社）新宿労働基準協会 新宿区西新宿7-5-20新宿旭ビルA館205号

電話：03-3366-3747 FAX：03-3366-8865

*この講習は三田、新宿、大田、渋谷、品川労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。



受付日		受講番号	
-----	--	------	--

監督署の労災認定における判断基準と請求実務

労務管理講習会 Fax 申込書 兼 受講票

(実施日： 2023年2月1日(水))

13:30~16:30 開場13:10~

申込 Fax. 送付先 (一社) 新宿労働基準協会事務局 あて

Fax 03-3366-8865

いずれか、○をお付け下さい	・新宿会員 ・三田会員 ・大田会員 ・渋谷会員 ・品川会員 ・会員以外		
事業所名			
所在地			
電話		Fax (返信用)	
申込担当者 職・氏名			
フリガナ 参加者氏名			
メール案内 要・否	担当者のメール アドレス		

注：① 個人情報は本講習会以外の目的に利用することはありません。

② Fax 返信された本票を受講票として当日持参し受付にご提示下さい。

③ 2名様以上お申込みの場合は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

④ 当協会の講習会案内をメールで受取ることができます。メール案内要否欄に記載をお願いします。

<会場案内図>

一般社団法人三田労働基準協会ビル

1階研修センター

港区芝4-4-5

TEL 03-3451-0901

最寄駅

地下鉄三田駅

A9出口 徒歩1分

JR 田町駅 三田(西)口

徒歩8分

協会 使用欄	
-----------	--

